

鹿屋市空き家等バンク登録物件改修事業補助金交付要綱の一部を改正する要  
綱

鹿屋市空き家等バンク登録物件改修事業補助金交付要綱（平成27年鹿屋市告示第  
37号）の一部を次のように改正する。

第6条中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号から第9号までを1号ずつ  
繰り上げる。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。